

平成20年3月12日

各 位

住友信託銀行株式会社

コード番号：8403

レポ取引に係る誤納金返還等請求訴訟の判決について

当社は、過去に海外市場で行ったレポ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして、平成14年に源泉所得税の納税告知及び不納付加算税賦課決定処分（以下「本件処分」）を受けました。これに対して当社は、本件処分は法的根拠を欠く不当なものと判断し、東京地方裁判所において国及び麹町税務署長を相手方として本件処分の取消及び誤納金返還（返還請求額：約63億円）を求める訴訟を提起、平成19年4月17日に当社の請求を全部認容する判決がなされましたが、相手方はこれを不服として東京高等裁判所に控訴し（以下「本件控訴」）、本件処分の適否を争ってまいりました。

本件控訴について、本日、東京高等裁判所からこれを棄却するとの判決を受領いたしましたのでお知らせいたします（ただし、相手方は判決書の送達を受けた日から2週間以内に本判決に対し上訴の手続きをとることができます。）。本判決による、公表済みの平成20年3月期業績予想への影響はございません。

以 上